

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 5 6 号

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 3 年大和市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を、「又は」の次に「法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 6 号）第 2 条第 1 項の規定による」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。